



文教界の肅正に 當局の處断を促す

磐農校舎建築促進會常任幹事 磐農同志會客員 大井川正巳



縣民注視の縣立磐農高に對し縣教育委員會の英断と自発的に責任者の處決を促し、事件の真相を究明して縣民公正の批判に訴ふる。

九月二日午後六時頃植田町字西川磐農教室に植田丈夫宅で同校長、木村校長の送別二次會の席上に暴れ込んだ同校中の録田教育に殺すぞと短刀よりのを振り回し側面に

岩崎教育の右手に裂傷を負わせた事件は目下植田町署の取調中で松本教育は辭表を出して居る

原因は工事横領事件と人事問題に端を発して居る

一、八月廿九日小生、北海道、東北六縣大會出席より歸省を待つて磐農校同志會幹事三名來訪あり、去る八月廿七日同校の同窓會上で取り上げられた録木校長、木村校長の不信問題の報告があり其の善處方に対する陳情を受けた

九月三日柴田同志會長の來訪となり磐農事件に關し客員として相談

化の危機を招來し、薄つべらな頁數と粗悪な紙質と、不鮮明な印刷に俗悪な内容を盛つてミイちゃんやハーちゃんを喜ばせるパンパヤン文学や、カストリ文藝が流行し、リベリの赤と黒、リーベリの月刊雑誌から、輕犯罪をスレ／＼で行く獵奇とワイセツな單行本がグレイッシュな法則のようしかながら傾斜生産

雑誌の附録合戦

たかせ・かすみ

戦後、新興(半截)を發行して来た財閥の獲得と販路の擴張のためには圖の紙を入手し、秘策を練り、各社共冷たい競争にしのぎを削ぎつづいた頃、時の寵児として、歡迎されて来た、バルブの飢饉は、いわゆる文

一、文檢大正二年度、主事教諭星野保太郎、五號十級、一九、四、三〇、盛高農、昭和三年、五、三、昭和六年(昭和廿五年四月決定)

一、鈴木校長と小生との禍根を之で解決したと鈴木校長より申されたが、小生は幹事の一處置には納得が行かない

一、斯くの如き校長對P.T.A.會長の不自然な行為に依りあるまじき請負工事を任せ、横領事件が取調程度に終わったのか飽くまで其の不正を究明して責任を取るべし、會長の役得と差引する措置に對しては今後の學校建築に於ける安否の折、隣座の客とけんか口論し、大さわぎをした事もあつたので最近此の様な教職員の不品行は縣民の憤激を論議民主教育をはきはさるべきもので大いに反省の必要があると思ふ

一、早坂P.T.A.會長の横領事件は先一件書類と共に植田町署の取調となり、早坂氏より植田會長宛拾參萬余圓を借用書形式で手交された、廿五年六月十六日磐農高で開かれ、校舎建築促進會常任幹事二十名中、出席者十一名を以て、委任状にも横領金の拾參萬一千余圓も早坂氏に感謝状と金一封の目録を以て植田、録木校長

一、早坂P.T.A.會長の横領事件は先一件書類と共に植田町署の取調となり、早坂氏より植田會長宛拾參萬余圓を借用書形式で手交された、廿五年六月十六日磐農高で開かれ、校舎建築促進會常任幹事二十名中、出席者十一名を以て、委任状にも横領金の拾參萬一千余圓も早坂氏に感謝状と金一封の目録を以て植田、録木校長

記者募集

年令、學歷を問わず
文章に興味と自信ある
方、委細函談、履歴書
携帶來社されたし

株式磐城日日新聞社
本社 磐城小町一丁目三番五号
電話 313555番
支社 磐城小町三丁目三番五号
電話 313555番

一、即ち順序として當然教頭になるべき管の定時制主任の星野教育長を其のままに、三席の木村教育を教頭に昇格、校長の印鑑を所持自由の木村校長の獨斷まで發展したと謂われ、職員間の對立、校長に反感、統率振の無能がやがて不祥事件をまき起したのである

左記の如く資格等級の一例を擧げて明瞭であらう

校長録木志三、四号、十一級、一九、四

一、文檢大正二年度、主事教諭星野保太郎、五號十級、一九、四、三〇、盛高農、昭和三年、五、三、昭和六年(昭和廿五年四月決定)

一、鈴木校長と小生との禍根を之で解決したと鈴木校長より申されたが、小生は幹事の一處置には納得が行かない

一、斯くの如き校長對P.T.A.會長の不自然な行為に依りあるまじき請負工事を任せ、横領事件が取調程度に終わったのか飽くまで其の不正を究明して責任を取るべし、會長の役得と差引する措置に對しては今後の學校建築に於ける安否の折、隣座の客とけんか口論し、大さわぎをした事もあつたので最近此の様な教職員の不品行は縣民の憤激を論議民主教育をはきはさるべきもので大いに反省の必要があると思ふ

一、早坂P.T.A.會長の横領事件は先一件書類と共に植田町署の取調となり、早坂氏より植田會長宛拾參萬余圓を借用書形式で手交された、廿五年六月十六日磐農高で開かれ、校舎建築促進會常任幹事二十名中、出席者十一名を以て、委任状にも横領金の拾參萬一千余圓も早坂氏に感謝状と金一封の目録を以て植田、録木校長

一、即ち順序として當然教頭になるべき管の定時制主任の星野教育長を其のままに、三席の木村教育を教頭に昇格、校長の印鑑を所持自由の木村校長の獨斷まで發展したと謂われ、職員間の對立、校長に反感、統率振の無能がやがて不祥事件をまき起したのである

左記の如く資格等級の一例を擧げて明瞭であらう

校長録木志三、四号、十一級、一九、四

一、文檢大正二年度、主事教諭星野保太郎、五號十級、一九、四、三〇、盛高農、昭和三年、五、三、昭和六年(昭和廿五年四月決定)

一、鈴木校長と小生との禍根を之で解決したと鈴木校長より申されたが、小生は幹事の一處置には納得が行かない

一、斯くの如き校長對P.T.A.會長の不自然な行為に依りあるまじき請負工事を任せ、横領事件が取調程度に終わったのか飽くまで其の不正を究明して責任を取るべし、會長の役得と差引する措置に對しては今後の學校建築に於ける安否の折、隣座の客とけんか口論し、大さわぎをした事もあつたので最近此の様な教職員の不品行は縣民の憤激を論議民主教育をはきはさるべきもので大いに反省の必要があると思ふ

一、早坂P.T.A.會長の横領事件は先一件書類と共に植田町署の取調となり、早坂氏より植田會長宛拾參萬余圓を借用書形式で手交された、廿五年六月十六日磐農高で開かれ、校舎建築促進會常任幹事二十名中、出席者十一名を以て、委任状にも横領金の拾參萬一千余圓も早坂氏に感謝状と金一封の目録を以て植田、録木校長

一、即ち順序として當然教頭になるべき管の定時制主任の星野教育長を其のままに、三席の木村教育を教頭に昇格、校長の印鑑を所持自由の木村校長の獨斷まで發展したと謂われ、職員間の對立、校長に反感、統率振の無能がやがて不祥事件をまき起したのである

左記の如く資格等級の一例を擧げて明瞭であらう

校長録木志三、四号、十一級、一九、四

一、文檢大正二年度、主事教諭星野保太郎、五號十級、一九、四、三〇、盛高農、昭和三年、五、三、昭和六年(昭和廿五年四月決定)

一、鈴木校長と小生との禍根を之で解決したと鈴木校長より申されたが、小生は幹事の一處置には納得が行かない

一、斯くの如き校長對P.T.A.會長の不自然な行為に依りあるまじき請負工事を任せ、横領事件が取調程度に終わったのか飽くまで其の不正を究明して責任を取るべし、會長の役得と差引する措置に對しては今後の學校建築に於ける安否の折、隣座の客とけんか口論し、大さわぎをした事もあつたので最近此の様な教職員の不品行は縣民の憤激を論議民主教育をはきはさるべきもので大いに反省の必要があると思ふ

一、早坂P.T.A.會長の横領事件は先一件書類と共に植田町署の取調となり、早坂氏より植田會長宛拾參萬余圓を借用書形式で手交された、廿五年六月十六日磐農高で開かれ、校舎建築促進會常任幹事二十名中、出席者十一名を以て、委任状にも横領金の拾參萬一千余圓も早坂氏に感謝状と金一封の目録を以て植田、録木校長



- | | | | | | | | | |
|------------------------|--------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|----------------------|
| 大定丸 久保木 定正
古湊 電二八五番 | 野崎 空四郎
古湊 電一八九番 | 清野屋 漁業部
榮光丸 上遠野 胖
沖見町 電三九三番 | 紀州 瀬野 上五郎
瀬野 上五郎
瀬野 上五郎
瀬野 上五郎
瀬野 上五郎
瀬野 上五郎
瀬野 上五郎
瀬野 上五郎 | 旭日丸 庄司 林太郎
古湊 電二〇五番 | 裕光丸 馬 上忠平
下町 電三一六番 | 阿波屋 田中 常太郎
下町 電一三四番 | 福惠丸 柳 内無人
竹町 電二〇番 | 共徳丸 柳 内無人
竹町 電二〇番 |
|------------------------|--------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|----------------------|

